第 2 号 6月11日(木)

平成27年第2回氷川町議会定例会会議録(第2号)

平成27年6月11日 午前10時00分開議 於 議場

- 1. 議事日程(第2日目) 日程第1 一般質問
- 2. 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり
- 3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	河	П	涼	_		2番	清	田	_	敏
3番	長	尾	憲二	二郎		4番	上	田	俊	孝
5番	江	嵜		悟		6番	三	浦	賢	治
7番	松	田	達	之		8番	片	Щ	裕	治
9番	米	村		洋	1	0番	笠	原	良	_
1番	上	田	健	_	1	2番	永	田	義	昭

4. 欠席議員はなし。

1

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長野田俊明書記河野香織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤	本	_	臣	副町	長	平		逸	郎
教 育 長	太	田 :	篤	洋	総 務 課	長	陳	野	信	次
企画財政課長	森	田	寿	也	税務課	長	岩	本	博	美
町民環境課長	中	島		正	健康福祉記	果長	Щ	下		剛
農業振興課長	尾	村	幸	俊	農地整備記	果長	前	田	昭	雄
建設下水道課長	前	崎		誠	総務振興詞	果長	木	本	栄	_
商工観光課長	西	田	美	子	会計管理	1 者	濤	岡	美智	引代
学校教育課長	稲	田	和	也	生涯学習記	果長	沖	村	眞	_
農業委員会事務局長	草	野	信	-						

開議 午前10時00分

○議長(永田義昭君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(永田義昭君) 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において、項目ごとの質問が終わるときは、 その旨を申し出てください。

7番、松田議員の発言を許します。松田議員。

〇7番(松田達之君) おはようございます。今ですね大雨警報、また避難勧告が出ているところでございます。本当に被害が出ないよう祈っているところでございます。したがって、一般質問に入りたいと思います。7番の松田でございます。よろしくお願い申し上げます。通告に従い、一般質問を行います。よろしくお願いします。

今月の6月3日、熊本日日新聞で発表されました公立小中学校耐震化95%、文部科学省は2日、全国の公立小中学校の校庭など11万8,504棟のうち、試算で震度6強の地震に備えて耐震化された建物の割合が4月1日時点で前年度対比3.1ポイント増の95.6%でございます。また11万3,290棟になったと発表した。都道府県別では、愛知、宮城、静岡など8都道府県が99%超えた一方、また広島、福島、沖縄など7都道府県では80%ととどまった。震度6強以上で崩壊する危険性が高い建物、なお841棟残っているということでございます。また、氷川町、宇城市、南関町が新たに100%に達成いたしました。また、隣の八代市では88.3%でございます。また、今痛ましい事件ばかりでございまして、今後教育問題、いじめ問題等に関して、町長、教育長、今後のご指導よろしくお願い申し上げたいと思います。

では、一般質問にまいりたいと思います。

1つ目、吉野梨の長雨・晩霜・黒星病の被害について、(ア)、(イ)、(ウ)となっております。(ア)現在の被害状況はどの程度か、説明ください。(イ)被害に対して、町はどのように取り組む予定ですか。(ウ)梨農家被害の補償・補てんはどのようにしているのか。

2番目、まちづくり振興会の管理運営について、(ア)、(イ)、(ウ)となっております。まちづくり振興会が管理運営している施設の平成26年度の収支について説明してください。(イ)赤字部門の今後の対応方針は、どのように考えておられるのか。(ウ)まちづくり振興会として、出荷者の手数料率15%を下げるべきだが、町として振興会に指導すべきではないか。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(永田義昭君) 松田議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項1、吉野梨の長雨・晩霜・黒星病の被害についての(ア)から(ウ)までの答弁を求めます。農業振興課長。
- ○農業振興課長(尾村幸俊君) まず、(ア)につきましてお答えいたします。

梨の開花時期での遅霜により、平成22年にも新高を中心に被害がありました。 今年も3月下旬に、同様の遅霜により花に影響がありました。さらに、その後の長雨による天候不順による交配不良により着果が悪くなり、大きな被害が出て、4月下旬の調査では、場所によっては差があるようですが、平年出荷量の50%ぐらいと予想されたところです。

5年前は新高が主な被害を受けましたが、今回は新高を中心に幸水、豊水、秋月など他品種による被害が見込まれる状態で、今後の状況次第では前回よりも被害が多いのではと予想され、大変心配しているところでございます。

続きまして、(イ)につきましてお答えいたします。

担当課におきましては現地へ10回ほど出向き、うち数回はJAと県と一緒に調査を行いました。また、梨部会の役員会や同志会の会議にも出席し、情報共有をしたところでございます。

町といたしましては、先ほど申し上げました平成22年度におきましてはセーフティネットの利子補給と、秋口に防除されます農薬代の一部補助を前回同様検討しております。また、町の今月号の広報誌で「梨の被害相談窓口を設置します」と掲載し、今月末までで被害を受けられてお困りの方や、要望をお聞きすることで設置いたしました。

昨日、梨被害対策説明会を生産農家、JA、県、金融機関、農業共済、町等の関係機関で状況と対策を協議したところでございます。また、町民税の減免につきましても、平成22年度同様の対応を行うこととしています。昨日の説明会におきましても、税務課より減免申請の説明をし、今後対象見込みの方へお知らせを予定しています。

続きまして、(ウ)につきましてお答えいたします。

農業共済への加入者につきましては、被害程度により共済金が下りると思いますが、加入されておられない農家への町からの補償金につきましては、先ほど申し上げましたセーフティネットの利子補給と農薬代の一部補助での対応ということで現段階では考えております。また、農業共済掛金の果樹関係につきましても、以前から町単独で支援しておりますが、今年度は45%から50%へと増額したところでございます。

以上で、答弁を終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 松田議員。
- **〇7番(松田達之君)** 本当に農業振興課長ありがとうございました。町長も答弁よろしくお願いしたいと思います。
- 〇議長(永田義昭君) 町長。
- ○町長(藤本一臣君) ただいま課長が申し上げましたとおり、大変心配をいたしております。梨農家の皆さん方にとりましては1年間の生活の糧でございまして、その収入が減るというのは大変心配をしているところでございまして、先ほど課長が申し上げましたとおり、でき得る限りのご支援を今後も進めていきたいと思っております。
- 〇議長(永田義昭君) 松田議員。
- ○7番(松田達之君) 昨日、私も平成27年度の氷川町の梨の被害対策説明会にちょっとだけ出向いて行って、今、振興課長の申し上げました話のようにそのように聞いております。今後、やはり梨部会としても85件のうち、共済金掛けている人が85件のうちに35名の人が加入しておられるところでございまして、ほかの人が加入しておらんで、この方式ではまた、減収、風水害、雹、晩霜害、それに関して35件のうちに実際共済に適用する人が26名です。振興課長、そうでしょう、26名が対象者になるわけですよ。この問題に関しても、私もちょうど5月の末に吉野の人から、「松田さん、なんさま今度の梨の被害がかなり出ております」という話を聞きまして、それから6月1日に吉野地区の圃場を、私は30カ所余り圃場を見に行ったわけですたい。そして見た感じが、山がこうあって、谷になるとそしこは被害があっている状態でございました。山の高いところは風通しのよくて、被害的にある程度の実が着地している事態でございました。

それでございますので、今後町長、かつて共済に掛かっておらない農家に対して 支援はどういう対応をしておられますか、町長、このことの答弁をお願いしたいと 思います。

- 〇議長(永田義昭君) 町長。
- ○町長(藤本一臣君) 農業共済の掛金につきましてでございますけれども、先ほど課長からも話をしましたとおり、氷川町では以前から農業共済掛金の補助を行ってまいりました。それは、やはり農業というものが、天候に、気候に大きく左右されるそういったところが自分たちの努力ではなかなかとめられない、そういったところを少しでも補てんしてやろうということで、この助成事業を進めてきたところであります。いろんな意見もございましたけれども、やはりこれは必要ということで進めてまいりました。そして、今年度は、昨年まで45%補助を、規定どおり50%

補助にするということで予算も確保させていただいたところであります。

要は、農家の方々が共済につきまして、それぞれ必要と認められるところは入っていらっしゃると認識しておりまして、じゃあ入っていないところを行政はどう対応するのかと、先ほど言いましたとおりネット資金の利子補給でありますとか、あるいは農薬の一部助成でありますとか、これはもう全農家が対象でございますけども、そういったところの補てんを考えているところでありまして、共済にかたっていないところをどうというのは、やはりこれはそれぞれの農家の皆様方のお考え方の部分でございますので、私どもが言及すべきところではないと思っております。

〇議長(永田義昭君) 松田議員。

○7番(松田達之君) それから、毎年恒例で行われております梨マラソンですたいね、これに対して吉野選果場の島田君に、その担当課がですねJA、私も毎年行われておりますマラソン大会に関してはどう部員の人は思っているのですかと尋ねたところ、それは、町長、担当の方から、ぜひ部会の方から確保していきますという話でございました。それでございますので、100件以上農家があるわけです。部会に入っておられる人が85戸です。そこの85戸というのは出荷される農家だけと思います、この85件の梨農家のあれは。それでございますので、梨マラソン大会はそれは心配いりませんということでございました。何かそれに関して、町長、マラソンに関してお願いします。

〇議長(永田義昭君) 町長。

○町長(藤本一臣君) 松田議員、同じ農家として、それぞれの農家の方々のことをご心配されて、それぞれ現地も確認されたということでございまして、まさに敬意を表するところであります。あわせまして、梨マラソンにつきましては、先般実行委員会を開催いたしまして、梨部の役員の皆さん方も実行委員でございましたので、一緒にそういった話をさせていただきました。これは伝統的なイベントであります。しっかり梨部会としても応援をしていきますということで、同様のご意見をいただいておりまして大変安心しております。あわせまして、梨のほうは台湾の輸出を行っております。これまで、昨年で11回目の輸出を行いました。5年前の晩霜被害のときも、わずかでありますけれども、途切らせてはならんということで台湾の方にも輸出を続けてまいりました。そういったところもやはり心配はございますけれども、これからもずっと続けていくように部会のほうでも一所懸命頑張っていらっしゃいますので、私どももしっかり一緒になりまして頑張ってまいりたいと思っております。

〇議長(永田義昭君) 松田議員。

○7番(松田達之君) 今の答弁、町長本当にありがとうございました。1番について

は、今、振興課長、町長、いろいろと答弁がございましたので。

- ○議長(永田義昭君) 次に、質問事項2、まちづくり振興会の管理運営方針についての、(ア)から(ウ)までの答弁を求めます。農業振興課長。
- ○農業振興課長(尾村幸俊君) まず、(ア)につきましてお答えいたします。

収支報告につきましては、初日の報告第2号におきましてご報告いたしましたが、 最終的には当期損益といたしまして260万7,000円の黒字となったところで す。昨年が347万円の黒字でしたので、昨年より86万円ほど少ない結果となり ました。決算書でもご報告いたしましたが、売上高の合計は約2億5,500万円 と、前年より900万円ほど減少いたしましたが、売上原価が1億500万円ほど と前年より860万円ほどの減少でございましたので、この時点で差し引きいたし ますれば前年度あまり変わらない結果となったところです。

施設の老朽化等で修理費が前年より100万円ほど多くなったことなどがございまして、販売管理費を引いた営業利益が330万円となり、法人税等を引いた最終の当期損益が冒頭に申し上げました260万7,000円の黒字となりました。

続きまして、(イ)につきましてお答えいたします。

まちづくり振興会では、直売所、レストラン、おやつ工房、加工センター、氷川のしずくなどの部門がございます。利益が出ていない部門ということで、まず物産館内のレストランにつきましてですが、売り上げは前年比で5%ほど伸びていますが、人件費や光熱費等を差し引きますと利益の出ていない部門でございます。今後の対策といたしましては、食材となる仕入価格等の見直しと効率的な人員配置で収益の改善を図っていく計画でございます。

氷川のしずくに関しましては、売り上げは前年比で15%、金額で約340万円 ほど伸びています。昨年から新鮮野菜等の果物等の種類や量を増やしたため、売り 上げが伸びました。今後も成果が見えつつある農産物の販売を計画し、熊本駅近隣 居住者への成果物をアプローチして売上強化を図る計画でございます。

加工部門につきましては、販売先等の精査により大きく改善し、利益が出る部門 に転換いたしました。今後もさらなる利益確保を期待しているところでございます。

ただいまご説明いたしましたレストランと氷川のしずくに関しましては、氷川町の農産物をPRするところであり、アンテナショップでもございますので、数字には見えませんが物産館と氷川町に大きく貢献しているところだと思います。

続きまして、(ウ)につきましてお答えいたします。

出荷手数料15%を下げるように振興会に指導すべきとのことですが、平成14年の開業から、会社の運営規約により販売の方法は委託販売方式とし、手数料は出荷協議会会員で15%、会員以外は20%、また冷蔵や保冷等が必要な商品は5%

の上乗せとなっております。販売手数料により会社運営は成り立っております。手数料を下げることにより、会社の利益に大きく影響されます。物産館は、雇用の場、出荷者の所得向上、特産品のPR、氷川町の知名度アップとして重要な施設と考えております。維持していく上でも健全な経営が求められるところでございます。運営規約につきましては、町、JA、商工会、漁協、出荷者代表の役員による取締役会で決められることでもあります。担当課といたしましては、支配人等を含め一緒になっていろいろと考えていきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 松田議員。
- **〇7番(松田達之君)** 今、農業振興課の方から詳しく説明がございまして、本当にあ りがとうございます。

まちづくり振興会、これは出資者が町、商工会、漁協、農協、出品となっております。この5つでございます、町長。これに対して今詳しく部門的お話がありましたように、いかに、問題は何て言いますか、出品者に関してはほとんど黒字部門でございます、ほかの部門がですね、加工所にしようが、氷川のしずくにしようが、加工、農産物、おかし工房、レストラン、これがいかに考えていかないかんと思いますが、やはりこれが、私もちょうど農協の役員時代、農産加工はそれからずっと赤字されてとるわけです。農産加工所も、実際。そうすると、おかし工房に関しては、ある程度の利益が今出ているようでございまして、ほかの部門、本当に出品者に関して、道の駅の出品者に関しては黒字でございました。これは氷川のしずくだろうが、レストラン、加工所、これは表を見てわかるように、やはりどのようにしてこの問題を解決していくのかが課題と思っております。その点をひとつ、町長のほうから答弁をお願いしたいと思いますが。

〇議長(永田義昭君) 町長。

○町長(藤本一臣君) 会社経営につきましては、それぞれ会社の取締役さん5名いらっしゃいますので、それぞれ出資者の代表と一緒になりまして健全な経営に向けて日々頑張っております。結果といたしまして、今年度も26年度も黒字経営で終わったということでございまして、少し安堵をいたしております。当然部門ごとには出入りがございます。なかなか売り上げにつながっていない部分もございますけれども、この物産館あるいはこの会社の目的は何かということでございまして、まずそれぞれ地域の皆様方、農家の皆様方、商工業者の皆様方の所得の向上、そのために約6億弱の売り上げを今、あの物産館で果たしているわけでございまして、それぞれに貢献しているのかなと思っております。

あわせまして、30数名の社員、アルバイトの方がいらっしゃいます。30数名

の雇用を生んでいるわけでございまして、大いにまちづくり振興会としての役割を 果たしていると思っております。部門ごとの赤字につきましては、今、取締役会で もその解消に向けてしっかり頑張っているところでございまして、そのあたりはも う少し長い目で見ていただければなと思っております。大切なことは、先ほど言い ましたとおり、その会社の目的、物産館の目的はどこにあるのかというところをし っかり見つめていただければ、会社のほうはしっかりその役割を果たしてきている と思っております。

- 〇議長(永田義昭君) 松田議員。
- ○7番(松田達之君) 今、町長の話の中で全体で35名従業員がおんなはるわけですか、35名。正従業員は何名ですか、4名。そんなら氷川のしずくも、あれは3名ですか、先ほど3名と農業振興課長、申し上げましたでしょ。
- 〇議長(永田義昭君) 農業振興課長。
- ○農業振興課長(尾村幸俊君) 従業員の数ということでございますけれども、直売所 のほうには9名おります。レストランのほうに8名、おやつ工房のほうには1名、 加工センターのほうに従業員は3名、ただ、加工センターにおきましては時期によりましては6名ほどのバイトを入れているところでございます。氷川のしずくのほうには3名です。そして、あと事務所のほうに4名ということになっております。 以上です。
- 〇議長(永田義昭君) 松田議員。
- **〇7番(松田達之君)** 4名というのは、まちづくり振興会の中の事務の方が4名ということですか。
- 〇議長(永田義昭君) 農業振興課長。
- O農業振興課長(尾村幸俊君) 支配人等を含めまして、物産館の事務所のほうにいる 職員でございます。 4名です。
 - 以上です。
- 〇議長(永田義昭君) 松田議員。
- ○7番(松田達之君) 町の物産館協議会に関しては、前ほど町長がおっしゃったように、関係なかという話もあったですたいね、これに関しては。そうばってん、先ほど出資しておるところでございますので、町長、そこの決断を、何年も赤字を出して、そこをトップが見切って廃止するところは廃止して、出荷者に対して何らかの恩典を与えてもらいたいと思います。今は15%ですね、14%でんお願い、町長の考え、いっちょですたい、そこは胸いっちょですたい。そこばきばって、いっちょやってもらいたいと思います。そこは、町長。
- 〇議長(永田義昭君) 町長。

○町長(藤本一臣君) 赤字赤字とおっしゃいますけれども、先ほど言いましたとおり、会社といたしましては黒字経営を行っております。これはやっぱり出荷者の皆様方、あるいは会社の従業員の皆様方のおかげだろうと思っておりまして感謝をいたしております。その上で、その赤字部門をやめてしまえというようなお話でございますが、私はトータルで、先ほど課長が申し上げましたとおりレストランにしましても、氷川のしずくにしましても、氷川町のPRをするアンテナショップ的な役割を果たしてきていると思っております。それは数字には出ません。しかし、そのことが、いつかまた実になっていくと思っておりまして、今赤字だからその部門をやめてしまえというのは少し乱暴な意見ではないかなと思っておりまして、赤字を少しでも解消をし、黒字に転換するように、これからもしっかり頑張ってまいりたいと思っております。

それから、手数料を下げてくれというようなお話でございます。私たちも、やは り手数料を少しでも下げたい気持ちはございますが、先ほど報告しましたとおり、 会社の経営、そう潤沢な経営を行っているわけではございません。やっと黒字経営 をしているというところでございまして、そういった中で手数料は、やはりそれぞ れの会社を経営するための手数料でございます。出荷者の皆さん方の恩典といいま すのは、やはり売り上げを伸ばしていく、そこが私は大切と思っているんですよ。 ですから1%下げる、いわゆる5億ぐらいの販売にしますと約500万でございま す、500万の手数料を下げるのか、それよりも500万の売り上げを伸ばしてい く方法を皆様方と一緒に考えていきたいと思っておりまして、出荷協議会の総会に 行きました折にも、ぜひ売り上げを伸ばすように午後からの出荷もお願いしたいと いうようなお願いもしました。議員ご承知のとおり、お昼からまいりますと物産館 の出品もかなり少のうございます。できましたら午後からも出していただければ、 午後あるいは夕方の皆様方のお買い物を取り込めば、その500万というのはすぐ に売り上げにつながっていくという思いがございまして、そういったところもなか なか難しい環境の中で、出荷者の皆さん方にもお願いをしているところであります。 どうぞ手数料を下げるという議論よりも、売り上げを伸ばすという議論を、ぜひ出 荷者協議会の中でも行っていただきたいなと思っております。

〇議長(永田義昭君) 松田議員。

○7番(松田達之君) 今、町長がおっしゃったのは当然でございまして、この出荷者も発足当時は320名余りおられたわけです。今260名余りです。年々高齢化をして、年々組合員数が減っていくわけです、これはもう事実です。私も、家内がちょっと出しよるわけです。高齢化、年寄りの人がほとんどです。それだけん、そこを考えてもらいたいと思います。

それから、平成25年2月27日から3月1日、国会に陳情に行ったわけです。そのとき町長、同行だったです。それから28日、1日目が国会に陳情にまいりました。二日目が栃木のプラザ茂木という物産館でした。そこの道の駅は町単独でしておる道の駅でございました。町長も、プラザ茂木の現実は知っておられると思います。そのとき、私はちょうど産業常任委員長だったです、そのときの局長が今の総務課長です、総務課長も一緒に同行だったですね。そのとき、茂木のトップ、町長さんが赤字部門に関しては1年2年様子を見て、これはいかんちいうなら、その時点で切っていくというお話でございました。それは町長もご存じと思います。そして三日目が福島県いわきに東震災のあれでお参りして現地を見て帰ってきたわけでございます。茂木プラザの件に関して茂木の町長はそうおっしゃったわけでございます。1年2年赤字を出せばその時点でやめるというお話でございました。あそこは本当に町単独でしている道の駅でございまして、国の国庫補助金も受けんで町単独の事業でございました。そこの点をひとつお願いしたいと思います。

〇議長(永田義昭君) 町長。

○町長(藤本一臣君) 今、茂木のお話をされました。栃木県の茂木、私も一昨年でございましたか、栃木で道の駅全国大会がございまして那須町のほうに行かせていただきました。その折りに茂木のほうも足を伸ばしまして研修をさせていただきまして、実際見てまいりましたし、茂木の町長さんとも親しくお話をさせていただきました。そのような、皆さん方と同じようなお話をされておりました。要は、茂木は茂木でございまして、氷川は氷川でございます。私どもの町で必要なことはきちんとやっていかなければなりませんし、先ほど言いましたように、赤字だからやめてしまうというようなのよりも、赤字を少しでも減らして、そのことがまた生産者の皆様方、出荷者の皆様方に還元できるような形をつくりあげていきたいと思っておりますので、そのあたりは涵養の上で、大きい先を見る目で見守っていただければなと思います。

〇議長(永田義昭君) 松田議員。

○7番(松田達之君) 今、町長、それだけおっしゃるといろいろと出荷者、ある人から聞いて、赤字に対しては早めに身を引いたほうがようはなかかていう声は聞くわけです、これは事実です。そこは、なんと言うか、もう決断するとは町長です。そこです、そこをですね、ならいっちょ、あれしてみてみよかていう考えを、この氷川のしずくは、これは大体契約は何年契約なっておるとですか。JRのところの氷川のしずくです、契約は何年ですか、大体、JRとの契約は、そこの点を。

〇議長(永田義昭君) 農業振興課長。

〇農業振興課長(尾村幸俊君) 契約につきましては、26年4月から29年1月まで

となっております。

- 〇議長(永田義昭君) 松田議員。
- **〇7番(松田達之君)** もう何年目になるですかね、氷川のしずくは。
- 〇議長(永田義昭君) 農業振興課長。
- **〇農業振興課長(尾村幸俊君)** 23年度から始めましたので、5年目になるところでございます。
- 〇議長(永田義昭君) 松田議員。
- **〇7番(松田達之君)** 町長、大体3年、3年周期で契約更新していくわけですか。
- 〇議長(永田義昭君) 農業振興課長。
- O農業振興課長(尾村幸俊君) 最初始まりましたのが3年契約です。2回目の契約ということで、大体本来期間は3年なんですけれども、熊本駅の改修計画がございます。それで、3月いっぱいじゃなくて2カ月短縮ということで契約をしているところでございます。
- 〇議長(永田義昭君) 松田議員。
- **〇7番(松田達之君)** 氷川のしずく、1カ月の家賃は幾らになるですか、月に幾ら払いよるとですか。
- 〇議長(永田義昭君) 農業振興課長。
- O農業振興課長(尾村幸俊君) 1月に35万円ほどとなっております。それにいろんな管理費を含めまして、およそ月額50万ちょっとぐらい経費が掛かるところでございます。
- 〇議長(永田義昭君) 松田議員。
- ○7番(松田達之君) 今、50万、月に家賃が。
- 〇議長(永田義昭君) 農業振興課長。
- 〇農業振興課長(尾村幸俊君) 家賃自体は正確に申し上げますと、35万700円でございます。1坪当たり3万円の計算でなっております。 以上です。
- 〇議長(永田義昭君) 休憩します。

----- 休憩 午前10時43分 再開 午前10時49分

- 〇議長(永田義昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 松田議員、質問事項整理してからお願いいたします。松田議員。
- ○7番(松田達之君) 本当にいろいろと質疑、振興課長、町長、本当にありがとうご

ざいました。今後町長、出荷者に対して恩典を与えて、そのことをお願いして、ちょっと問題点を質問したいと思っておりましたが、また次回もあるですけんね。今後、出荷者に関してひとつよい方向を見いだして、出荷者に恩典を与えてもらいたいと思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長(永田義昭君) 以上で、松田議員の一般質問を終わります。

次に、1番、河口議員の発言を許します。河口議員。

○1番(河口涼一君) 皆さんおはようございます。1番議員の河口でございます。

通告に従いまして、1項目、質問をさせていただきます。内容は、町営住宅の現在の管理状況と今後の展望についてということでございます。細目を3つ用意しております。まず、管理の状況について。ここには記載してませんが、住宅の種類、それから管理戸数、入居戸数、管理戸数と入居戸数がわかりますと空室、空き室が出ますので、その率などもお教えいただきたいと思います。

それから、それを受けまして(イ)として、適正に管理をされているのか。これは条例または規則によりきちんと管理をされていると思いますので、そのことについてご説明いただきたいと思います。

- (ウ)、さらに今後の整備計画、総合振興計画とかそういったものはどのようになっているかということでございます。前回の3月の議会におきまして空き家問題を取り上げましたが、空き家問題は申すまでもなく、これは個人の資産、私有財産の管理の問題でございます。個人が自分の資産でありますところの住宅をきちんと管理をされておられるのか、また、なかなか事情があって管理ができなくて、さらにはそれが放置したままになっているのかという問題でございまして、これが今や全国的に社会問題化しているわけでございます。それに対しまして、町営住宅は町の資産、町有財産の管理の問題でございます。こちらが、前回お尋ねしましたように空き家化していないか、このやりとりを通じまして問題と課題について検証ができたらと思います。本日はたくさんの傍聴の方と、それから、同時にインターネットで町内外の方がたくさんご覧になっていると思います。なるべく私も簡潔・明瞭にお尋ねをしたいと思いますので、回答者にあられましてもそのようにお願いをいたしたいと思います。
- ○議長(永田義昭君) 河口議員の質問事項、町営住宅の現在の管理状況と今後の展望 についての(ア)から(ウ)までの答弁を1つずつ行いますので、(ア)の答弁を お願いします。建設下水道課長。

町営住宅には2種類ありまして、公営住宅法により建設された公営住宅が8団地、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律により建設された特定公共賃貸住宅が1団地あります。公営住宅の管理戸数は198戸で、入居戸数は157戸であり、空き家数は41戸であります。空き家数のうち、耐用年数を超え、老朽化している9戸については内部解体等を実施しているため、その戸数を除きますと、空き家率は16.1%であります。

なお、公営住宅で補充入居を募集します団地に限りますと、野津団地22戸、若葉団地10戸、桜ヶ丘団地34戸については現在空き室はございませんので、空き家率は0%であります。特定公共賃貸住宅の管理戸数は25戸で、入居戸数も25戸であり、空き室はございません。

以上で、答弁終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 河口議員。
- ○1番(河口涼一君) ただいま説明ございましたが、募集の停止をしている団地が5 団地ありますが、これは公営住宅の中で5団地あります。198の管理戸数におき まして132戸が募集の停止をしていると、さらに募集の停止の132戸にあって、 実は41戸が空き室であります。この部分だけをとらえますと3割を超える、3分 の1近い募集停止対象の団地、アパートについては3分の1が入れない状態だとい うことです。91世帯はその中にあってまだ入居中でありますが。そこでお尋ねし ますが、ここの41戸、募集停止にしている、この理由は何でしょうか。
- 〇議長(永田義昭君) 建設下水道課長。
- **〇建設下水道課長(前崎 誠君)** 空き家数の31戸のうち、先ほど申しましたとおり 住めない状態の内部解体をした戸数が9戸あります。32戸が住める状態で空いて いるんですが、入居を募集していない理由につきましては、耐用年数を超えた老朽 化住宅であり、合併後は内部解体を進めておりました。

平成21年度に、自宅の老朽化による入居の相談、DV相談等がありました。このため、災害等を含む緊急措置での入居のため、空き室を確保するという方針にし、入居募集を実施しておりません。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 河口議員。
- ○1番(河口涼一君) この公営住宅の8団地にあって駐車場がないというところが、 そもそも5つあります。これは駐車場がないということなのか、それとも駐車場料 金を収納していない、そもそも駐車、どこでもとめていいよということでこれは貸 してある状況なんでしょうか。
- ○議長(永田義昭君) 建設下水道課長。

○建設下水道課長(前崎 誠君) 氷川町の公営住宅のうち、吉本団地、野口団地、常葉団地、久保団地、引揚者住宅では駐車場として整備は行っておりません。団地の敷地内で、車両の通行に支障のないところに入居者の方が置いていられる状況です。ただ、久保団地につきましては、老朽化住宅を解体しました敷地を利用しまして町営の駐車場をつくっておりますので、それは駐車場料金を取ってお貸ししている状況でございます。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 河口議員。
- ○1番(河口涼一君) 次の項目に入っていただきたいんですが。適正に管理をされているのかというところをお願いいたします。
- ○議長(永田義昭君) (イ)の答弁をお願いします。建設下水道課長。
- **〇建設下水道課長(前崎 誠君)** 次に、(イ)についてお答えいたします。

団地の管理については、適正に管理できているものを考えています。共益費を徴収している野津団地、若葉団地、有佐駅前団地の3団地は、樹木の害虫防除、除草、剪定等を定期的に実施しております。また、日常の維持管理は入居者により管理できているものと考えております。ほかの団地につきましては庭付きの住宅であり、その部分もお貸ししてありますので、入居者により清掃、除草、剪定は実施していただいております。

また、募集停止の空き家については、職員により定期的に団地を巡回し、除草等の管理を実施しております。今後も適切な管理を進めてまいります。

なお、団地敷地内の通路、排水溝などは、地区の区役などの住民の皆様方の労力により居住環境を維持いただいているものと思います。住宅の管理で修繕等につきましては、入居者から連絡を受け、現地を確認して対応を行っております。また、通常の維持管理は生活をされている入居者でございますので、住宅だよりを定期的に送付し、入居の注意事項、禁止事項及び届けが必要な事項について周知を図っております。

以上です。

- ○議長(永田義昭君) 河口議員。
- ○1番(河口涼一君) 先ほども冒頭にお話をしましたが、本日はたくさんの傍聴人もいらっしゃいますし、インターネットにおいて、町民の方はもちろん町外の氷川町に関心を持っておられる方がしっかりこれをご覧になっておられます。そこで、少し中身を突っ込んでお尋ねをしたいと思いますが。

実は、この質問の通告を、質問書を提出した後に、私は宮原地区の団地を、1カ 所を除いて二、三度回ってみました。そこでお会いした人からもお話を聞くことが できましたし、いろいろとご意見も伺ったところなんですが、ご要望も伺ったところなんですが。それでは先ほども申しましたが、適正に管理をされておられるということですが、そもそもこの募集停止になっている団地ですが、これは建設時期が一番古いのが昭和26年、それから、新しいところで昭和47年、昭和26年といいますとまだ私も生まれていませんが、もう既に64年を経過をしている。そして、新しいところで47年、これで43年、今国のほうで、これまた後ほど出てくるようですが、計画の中にありましたが、ここで想定している団地は、おおよそ昭和40年代にできた団地をどういうふうにこれから維持をしていくのか、それ以降の分について対象とされているようです。

と言いますと、はるか対象の前の26年とか、それから30年以降に建った団地を適正に管理していますと、これがそう言えるのか。例えば、最低居住水準というのがありますが、これをどういうふうに考えておられるのか。これは、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、それに基づいた法律からスタートしたものだろうと思いますが、居住水準の確保というのができているのだろうかと私は思うわけです。一番狭いところですと26平米、これは7.8坪ですね。広いところで、一番新しいところは38平米、ここでも11坪しかありません。そこを個人で建て増しをされたり修理をしながら住んでおられるということでありました。また、今居住者からご要望があれば、連絡があれば補修を、修繕をやっているということでしたが、ある方によれば、私たちは、もう安い家賃で随分長くお世話になっていると、だからあまり言えないんだと、その分は自分で雨どいの修理をしたり、屋根の修理をしたり、それをやっているんですよというお話もありました。

今適正に管理しているとおっしゃいましたけれども、ある団地にあっては、これが家の内外、草ボウボウであります。子どもたちの通学路に面しているところであって、具体的な名称は申しませんが、庭木もせり出しているし、今の子どもは背が高いので、おそらく通るときにそれが頭に当たったりとか、あとの住宅については、これは全く草刈りとか管理してありません。おそらく虫や、それから野生動物とかうろうろしている可能性もありますし、これは近隣の、隣接している住民の方、民家の方はどういうふうに感じておられるかというお話でもあります。こういうことまで考慮した上で、適正に管理をしていると、十分管理をしているんだとお考えですか。

〇議長(永田義昭君) 建設下水道課長。

○建設下水道課長(前崎 誠君) まず、居住水準を満たしているかということですが、 公営住宅法に、その建設当時は面積が規定されておりますので、建設当時はその面 積をクリアされて建設できたものと思っております。 先ほど言われました引揚者住宅の昭和26年度の26平米は、本年度、老朽化を しておりますので、宮原小学校の通学路になっております、ただいま1名の方が入 居されておりますので、1棟は解体をする予定にしております。1棟2戸、それを 解体する予定にしております。

適正に管理されているかということですが、先ほど申し上げましたように、職員により空き団地を定期的に巡回して管理をしているというところで思っております。 ただ、草も時期にありますと伸びたのかなというところもありますので、あとでご 指導をいただいて教えていただいて対応したいと思います。

以上で終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 河口議員。
- ○1番(河口涼一君) 職員の方が巡回をされていると、されている中で、特に住まれる分については大した問題じゃないだろうと受け取れるわけでありまして、実情を見ますと、例えばお住まいの隣の部屋が床がない、窓はもう板を打ち付けてある、その並びもそうかもしれません、1棟ごとほとんどお住まいじゃない。だから、先ほど募集停止の理由で安全性を担保できないので募集をしないというご説明だったと思うんですが。しかし、そのお隣はちゃんとそのまま現在まで住んでおられるので、別に問題じゃないんじゃないかと、住めるだからと、そういうふうにも取れるわけですが、じゃあこれはこれでいいでんですが。

じゃあ、募集停止の住宅にお住まいの方々の住宅自体の、今日も大変大雨が降っていますけれども、防災ということへの対応まで含めて、これは町が大丈夫ですよと、安心して住んでくださいねと言えますか。確か台風のときに避難をしてこられたと、あそこにたくさんある団地の方々がいらっしゃったと聞きますが。これは場所的にもありますから、そっちの方向から風が吹くから用心のために避難したというのもありますが、これは町長をはじめとして町は、町長をトップに町民の生命と財産を守る立場にあると、これはしっかり肝に銘じられた上でもう一度お尋ねしますが、この辺はそういう管理をしていますとしかお答えできないと思うんですが、これは多分ご覧になっていますので、今日はネットでも皆さん、町はこういうふうに思っているのかと、随分自分たちの思いとか乖離しているじゃないかと、大丈夫だろうかと、こういうことでいろんなことを要望していけるんだろうかとなりますが、どうぞ。

- 〇議長(永田義昭君) 建設下水道課長。
- **○建設下水道課長(前崎 誠君)** 安全性は確保されているのかというところでございますが、吉本団地、野口団地、常葉団地、久保団地等の簡易耐火平屋建て、これについては耐震性はあるということで確認しております。ただ、先ほど河口議員が言

われましたとおり、屋根についてはスレート張り等の老朽化している部分もありますので、現在は雨漏り等がありましたらば修繕で対応している状況であります。台 風時期等の前には町職員で団地を見回りまして、現地の確認をしていきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 河口議員。
- ○1番(河口涼一君) 質問の内容が行ったり来たりして申しわけないんですが、先ほど建設時期が相当古いということで、普通の民家だったらいろいろ手入れを続けながらやっと維持していけるんじゃないだろうかというぐらいの住宅だろうとは思うんですが、これが本来だったら合併前にきちんと道筋をつけて、安全で快適に暮らしていただくために、この分はこうしておくんだと、そしてこのためにこういう住宅を用意して、そちらにしばらく移っていただいて、その間にそういう方々向け、ここではこういうふうに表現したくないんですが、公営住宅の定義という中に低所得者用のお住まいということであまり無理を言えなかったというところがあるのかもしれませんけれども、やはり相当年数を、例えばどうしても地域環境とこれがなじむのかとか、その地区にあって、その団地が果たして、地区の皆さんから「もうちょっとどうにかでけんとか」というお声が強くなってこないのかというところを私は心配をしているわけですが。

今、現状のように長屋みたいな団地があって、片方ではお住まいになっていると、 そのお隣はもう壁も薄くてここは入れませんよと、そして床もないと、そういうと ころと普通にお住まいのところ、それが併存をしていて、このまま存立をしていく ということで、果たして地域の環境との調和性を考えた場合、どうなんだろうかと 私は思えて仕方がないんですが、このことについてお答えください。

- 〇議長(永田義昭君) 建設下水道課長。
- ○建設下水道課長(前崎 誠君) 河口議員さんが言われている老朽の度合いが高い引揚者住宅の昭和26年の木造、常葉団地の昭和26年から建った木造住宅のことが一番古くなっているのかなというところで思います。そこにお住まいの住居の方には、以前ほかの、常葉団地でしたらば、そこの団地の簡易耐火構造の平屋のほうに移られませんでしょうかという住み替えのお話をさせていただいたんですが、もともとそこに住んでおられますので、なかなか住み替えがうまくいかない部分もある状況でございます。

確かに、木造住居の築年数が古い部分については、かなり周辺の環境もあまりよくないのかなというところはちょっとあります。すみません、現状報告ですので、答えになったかわかりませんが、これで終わります。

〇議長(永田義昭君) 河口議員。

○1番(河口涼一君) この通告書を出しましてから、先ほど何カ所か二、三日回ってきたと申し上げましたが、実はこの実情を私もつぶさに拝見しまして非常に気が重くなったところでありまして、今回ちょっと質問として質問になるのかなというところもありまして、今の私の力では力不足かなというところもありましたが、現状について今思うところをお話させていただいているわけですが。

それでは、次の、計画がどういうふうにあるのかということで、総合振興計画と かありましたようですので、こちらをお願いしたいんですが、その前にちょっと私 が調べてきたやつでお話をさせていただきたい部分がありまして、これは氷川町の 土地利用計画、平成27年3月付でできあがったものをいただきまして、宮原地区 につきましてはぱらぱらっと見ておりましたら、世帯数の推移あたりを平成16年、 そして平成26年ということで、ちょうど10年間のスパンで明記してある分があ りましたので、これを地区別に落としてみました。ここで私のこれまでの自分の思 い、それと想定を超えたようなのが出てまいりまして、人口は16年に4,999 人だったんですが、宮原地区でですね、それが26年は4,605人ということで、 394人の減少を見ているわけですが、おおよそ8%ぐらいの減少ですが。世帯に ついては逆に74戸増えているわけですが。この中にあって実は町の中心部の町区、 それから東上宮、そして西上宮、私が今居住をしておりますが、実はこの地区が意 外に減少率、減少数が多くて、この3地区でおおよそ減少の6割を超えるぐらいの 減少を見ているという事実があります。これはどういうところに減少の原因がある だろうかということでちょっと考えてみたんですが、今商業が不振でありまして、 あと後継者難で後継者となる人が住まわれなくなったのか、それとそもそも宅地が 不足をしている、この地区は価格も割高じゃないかと思うんですが、土地が、空き 家はあっても更地が少ないと、そういう事情もあるのかなと思いました。それに対 しまして、今地区と下宮地区、新村地区、これは増加をしておりまして、3地区で 122名増加をしております。世帯にしてもそれぞれ15%ずつぐらい世帯が増え ておるようです。

それでは、この増加の理由は何かと考えてみますと、減少したところの理由と逆に、住宅地が比較的手ごろな価格で供給をされたのではないか、それと地理的にも町の中心からそうは遠くないということもありますが、もう1つ、これは町営住宅も含めてその地区にはアパート、団地、この供給があった。そこに移り住んでこられたということと、そこにおられた方が新たにその近くに、具体的に申しますと新村におられた方が新しい駅前の団地を購入されたとか、今村の団地におられた方が、今村地区に10戸ぐらい建っているんですが、そちらに住まわれたということで、

これは何を表しているかというと、公営住宅、町営住宅があったことによりまして、 そういう方々を導入できたと考えられると思います。そこに新たな需要があったと いうことだろうと思います。

ところが、本来ですと、私もこれまで宮原地区というのは、今国が目指しておりますところのコンパクトシティ、これを地で行くような地区だと、振興局を中心に半径200メートル、300メートル、400メートル内にいろんな施設が、金融機関もそうですが、学校もそうですが、病院も網羅をされており、大変住みやすい地区で、皆さん住みたがられる地区だと思っておったわけですが、逆にその辺が減少しているということで、その中にあって中心にそういう町営住宅とかありますので、真ん中地区にありますので何か活用ができないのかと思っております。すみません、前置きが長くなりましたけれども、総合振興計画ですか、その中に町営住宅についての部分があったかと思いますので、ここについてご説明いただければと思います。

○議長(永田義昭君) それでは、最後に(ウ)の答弁を求めます。建設下水道課長。○建設下水道課長(前崎 誠君) 次に、(ウ)についてお答えします。

氷川町総合振興計画の中であります内容で、平成25年2月に策定しました氷川町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅のストックの長寿命化を事業としまして、平成26年度より桜ヶ丘団地9棟34戸の屋根防水、外壁改修に着手しております。平成26年度は3棟12戸の改修が完了しました。平成27年度は3棟10戸、平成28年度は3棟12戸を計画しております。今後も長寿命化計画に基づき、野津団地、有佐駅前団地の改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図っていく必要があります。

また、公営住宅建て替え等へ向けた環境整備の推進については、町財政部局とも協議しながら今後慎重に検討していく必要があります。氷川町内に合併後に建設された民間アパートも数多くありますので、町の財政コスト縮減のため町営住宅を活用した住宅施策について検討を進めていきます。

以上で、答弁を終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 河口議員。
- ○1番(河口涼一君) 先日いただきました資料の中で、総合振興計画、この中に公営住宅に属しますところがございましたが、公営住宅等長寿命化計画に基づいた公営住宅ストックの長寿命化事業を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図るということで、これは後期の実施だということで明記してありますが、この公営住宅等長寿命化計画というのは、これは国の国土交通省の計画ですか。町が、それを受けてこの計画をつくっておるということですか。

それと、その後にライフサイクルコストというふうに表現がありますが、コストはわかりますけど、ライフサイクルコスト、これはわかりやすく説明するとどういうことですか、お願いします。

- 〇議長(永田義昭君) 建設下水道課長。
- **○建設下水道課長(前崎 誠君)** 氷川町の公営住宅等長寿命化計画ですが、これは国の補助事業でありまして、それを利用して、熊本県の地域住宅計画の中で町のほうで補助事業で行ったものです。それが、平成24年度事業を起こしまして、25年2月に計画の策定が終わりました。

長寿命化のライフサイクルコストの縮減というところでライフサイクルはということですが、その施設を対処療法的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換を図り、前もって予防保全することによってその施設を長く保たせることで、トータルを通してのコストの縮減になるということで考えております。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 河口議員。
- ○1番(河口涼一君) 計画はあるということですね。それから、ライフサイクルコストということで、わざわざ難しい表現をしてありますが、ライフサイクルというのは普通心理学とかそちらのほうで使う言葉で、あまり経済的には多分出てこないんだろうと思いますが、まあ一回りどうやって回そうかということですね、はい、わかりました。

それと、その次の項目に公営住宅等長寿命化計画に基づいた公営住宅等の建て替え等事業へ向けた環境整備を推進をする、これは建て替えを進めていくんだということになるんだと思いますが、これは実施期間後期、後期といいますと、今、後期に入っているんですかね、環境整備を推進するということですが、これは実際内容はどういうふうにして、今環境整備をされておられるんでしょうか。建て替え等に向けて環境整備を推進すると記載してありますが、お願いします。

- 〇議長(永田義昭君) 建設下水道課長。
- ○建設下水道課長(前崎 誠君) 公営住宅の建て替えに向けた環境整備の推進ということですが、先ほどご回答しましたとおり、この長寿命化計画で老朽化している、耐用年数が過ぎている住宅については建て替えが妥当だという結果は出ているんですが、公営住宅の建て替えには多大な費用がかかりますので、町財政部局と協議を進めて、今後慎重に検討していきたいということで思っております。

先ほど申しましたとおり、合併後に氷川町内にかなりの民間アパートが数多く建っております。町の財政コスト縮減のため、民間アパートの借り上げや融資等を視野に入れながら、町営住宅を活用した住宅施策について検討を進めたいということ

で、公営住宅の建て替え事業についてはまだまだ検討していきたいということで思っております。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 河口議員。
- ○1番(河口涼一君) 言葉尻をつかまえるわけではないんですが、今、民間の住宅を借用、借り上げも考えてというお答えでしたが、これは建て替えをするときに一時的にそちらのほうに移っていただいて、その間に整備をしていく、そういうことですか、今お話になったのは。
- 〇議長(永田義昭君) 建設下水道課長。
- **〇建設下水道課長(前崎 誠君)** 建て替えのための住み替えではなくて、民間のアパートの事業主さんに来ていただいて、それで建てていただいて、それを公営住宅として借り上げるという方法もあるので、そちらも視野に入れて今後検討していきたいという回答でした。
- 〇議長(永田義昭君) 河口議員。
- 〇1番(河口涼一君) 建て替えられるものは建て替えたほうがいいというのは皆さん 共通の認識だと思うんですが、ただ、今現在お住まいの方がいらっしゃると、それ からこれは既得権で無理は言えないんだと、そういう住宅弱者の方だから、これは 致し方なく現在にあるんだということだろうと私は理解をしているんですが。今の お話ですけど、さらにそこの更地になった跡に公設民営でも、公設民営というか土 地を貸して、その土地を有効に民間の方にご利用いただこう、そういう趣旨なのか なと思うんですが。私が質問した計画というのは、どうやって建て替えを進めてい くのかということがこの環境整備を推進していくんだよということで、その環境整 備というのは一体何だろうかと思ったわけですが、これはもうこれでよろしいです。 もう1つ、これは関連をしますが、直接公営住宅、町営住宅ということではない んですが、その下に施策の方針ということで、質の高い住宅、宅地供給を誘導する 仕組みづくりというのが大きな方針がありますが、この宅地供給というのは公営住 宅ということから離れて、先ほど私も申しましたけれども、氷川町は住みやすいと ころだと思いますので、こういう空き地があるとか今農地だとか、空き家とか、そ ういうやつを新たな宅地として供給を誘導していくのかなと私はここで思ったわけ ですが。ここはどういうことをおっしゃっているわけですかね。
- 〇議長(永田義昭君) 建設下水道課長。
- **○建設下水道課長(前崎 誠君)** この総合振興計画に載っております建築協定により、 適切な住宅地づくり、宅地分譲等ということで書いてありますが、一応前期と後期 ということで書いてあります。前期におきまして、有佐駅前第二分譲地を24区画

整備し、販売をいたしました。そのときに、氷川町建築協定条例がありますので、 その中で建築協定を結ばせていただいて、土地をお買い求めの方にいろいろな宅地 内での規制等を理解していただいて、住宅を建てていただいております。そのとき 建築協定を結ばせていただいて、現在24区画が全完売になっております。 以上です。

○議長(永田義昭君) 河口議員。

○1番(河口涼一君) それではそろそろまとめに入りたいと思いますけれども、今後、公営住宅とか特定公共賃貸住宅ですか、これを新たに建設をされる際にはぜひ移住・定住化対策、そういう意味もありまして、例えば若年層の働き盛りの人たちが入りやすいような住宅とか、そういった支援とか、先ほど申しましたが、地区環境にフィットするようなそういう住宅、そしてまた高齢者、障がい者、こちらの配慮も、改善のできた住宅、さらには防災対策です、耐震性・不燃化、安全確保ができたような住宅の建設、またはリフォームに努めていただきたいと思います。

そして、先ほどお話にありましたけれども、民間住宅の既存の住宅でも新たに建設された住宅でも、そちらを借用する案はないのか、方法がないかということも検討いただいて、またはそこについては家賃の補助ということで、これは所有者のほうに支給をするようなこともできないのか、そして私がこだわっていますが、今あります空き家を住めるように、できる空き家があれば、空き家も有効に使っていただきたいと思います。

最後に、結論的に申しますと、やはりこれは誤解と批判を承知で申し上げると、 賃貸には不適格な物件が相当あるんじゃないかと思っています。今、お住まいの方 がおられるんで非常に失礼な言い方でありますけれども、やはり安全性とか住環境 の維持向上ということを考えた場合に、そこに、その辺を、こう補強すればまだま だ安全ですよという方法があれば、ぜひ先進地の例も勉強していただいて進めてい ただきたいと思います。結論は、もう建て替えるべきものは建て替えた方がいいん じゃないかと、それとリフォーム、改善で済むものはリフォームを活用していただ きたいということで、私は質問を終わりたいと思いますが。最後に、非常に申し上 げにくいことも申し上げましたが、町長にご所見をいただきたいと思います。

〇議長(永田義昭君) 町長。

○町長(藤本一臣君) 河口議員から、町営住宅の管理その他につきましてご質問がございました。大変ありがたい質問であったと思いますし、大変重要な課題でございますので、これからしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

全体を通しまして少し申し上げたいと思っております。まず、管理状況と、それ から適正に管理されているかというご質問がございました。担当課長のほうから、 しっかり管理をしているんだというお答えをしましたけれども、やはりそこに住んでいらっしゃいます皆様方と私どもの温度差があってはならないと思っておりますので、その辺りにつきましては今後もしっかりと、今お住まいの皆様方のご意見には耳を傾けていきたいと思っておりますし、今日は区長様方もお出ででございます。管轄の区長様あたりも、ぜひそういった視点で、そういったご意見があれば私どものほうにおつなぎをいただければと思いますし、議員の皆さん方にもそのようにお願いをしたいと思っております。

それから、今後の整備計画はということでございました。まさに町営住宅は、そ の時代時代にやはり必要に迫られてつくってこられた住宅だろうと思っております。 長いものは60年を経過しております。ただ、その時点ではその役割をしっかり果 たしていた、現在に至っている。ただ、現在のこの状況の中で、本当にそこに住め る状況にあるのか、あるいは今後もそこにお住みいただいたほうがいいのか、そう いったものにつきましてはやはりしっかりと検討をさせていただきたいと思ってお りますし、やはり、もうかなり老朽化いたしております、そこになかなか住み続け ようというのは難しゅうございますが、お住みになっている皆様方のお気持ち、あ るいは生活状況というものがあるわけですので、こちらが一方的に、はい壊します、 どこかに行ってくださいなんていうことは言えませんので、そういったことも管理 しながらこれから進めていくということと、やはりご承知のとおり、建てた町営住 宅は町がしっかり管理をしていかなくてはなりません。そこにはやはり、新しいう ちはよくて住む人も多いわけですが、なかなか古くなってまいりますと住まれる方 も少なくなってくる、あるいは本当に町営住宅として大丈夫なのかという部分もご ざいます。そういったことを考えますと、やはり最後に少し議論がありましたけれ ども、民間のお力をやはりしっかりと活用していくべきかなと私は思っておりまし て、その中での環境整備というのが必要なのかなと、そういった意味でスマートイ ンターチェンジをつくらせていただきました、あるいは今、土地利用の計画につき ましても地区ごとの皆様方のご意見を聞かせていただきました。当然、竜北地区に つきましてはすべてが農業振興地域に入っております。そのおかげでこれまで農地 が守られ、後ほどまた江嵜議員の質問がございますけれども、環境が守られてきた 側面もございますので、一方的にそこを外してしまって、どんどん開発していいの かということにはなりませんが、開発できる部分につきましてはしっかりその環境 を整えていきたい。要は、農振から外し、農地転用できるような環境を私どもがお 手伝いをする、あるいは私どもが積極的にそこまでやって、あと住宅を民間の皆さ ん方に建てていただいて、お住みいただくという方法もあるのかなと、先ほど少し 議論がかみ合わなかったんですけど、民間が建てたアパートを町が借り上げるとい

うんじゃなくて、私どもがそこまで事業主体をして、あとはどうぞ民間の皆さん方、 住宅を建てて大いに活用くださいと、そのことが人口増にもつながっていくのかな と思っておりますし、後々のリスクの削減にもなっていくのかなという思いがござ いまして、そういったところも、ぜひ模索をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、町営住宅の今後のあり方というのは大きな課題でございまして、今一所懸命それぞれ担当課でも検討を進めておりますので、どうぞ今後も皆さん方もまたご意見があればお聞かせをいただきたいと思っておりますし、しっかり進めてまいりたいと思っております。

- 〇議長(永田義昭君) 河口議員。
- ○1番(河口涼一君) 最後ですが、ぜひ居住者の方とは誠意を持ってお話し合いをしていただきたいと思いますし、今年地方創生という大きな問題がありまして、町としてもそれに取り組まれるわけですが、やはり定住・移住、その対策の中にも重要な部分を占めてくるんじゃないかと思っております。ぜひ、そこも踏まえた上で計画に生かせていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(永田義昭君) 以上で、河口議員の一般質問を終わります。

ここで5分間休憩します。

----- 休憩 午前11時43分 再開 午前11時48分

- 〇議長(永田義昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、5番、江嵜議員の発言を許します。江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) まず、はじめに、平岡元宮原町長の哀悼の意を、この議場で表したいと思います。今日は区長さんたちお見えですので、区長さんたちがお帰りにならないように、明瞭に、簡潔に質問をして、執行部の皆さんにもその答弁を求めたいと思います。

私が一般質問通告2項目をしております。1項目目の小さな合併の成果については、合併前に、私は平岡元宮原町長のもとで、2町合併は大が小を飲み込む、だから単独か、それとも市郡一帯かでいってほしいということをずっと言い続けてきました。そこで、この2町合併が本当によかった、そういうふうに思えるように、私は小さな合併の成果第7弾ということで2期目からこの問題についてずっと取り上げてきました。永田議長をはじめ2町合併を推進された先輩議員さんたちがたくさんおられる中で、この問題を取り上げること、このこと自体について私は非常に気

を引き締めながら質問をしているところです。

それでは、第7弾、施策の大綱の中で、これは総合振興計画にありますが、環境の未来についてということで、この2町合併の氷川町をどのように進めていくかがこの中に書いてあります。それがこの10年間でどのように進められてきたか、そこをお伺いします。

(ア)命の源としての水環境の充実についての取り組み成果は。(イ)緑と土に 囲まれた豊かな環境の創造についての成果はどういうものがありますか。(ウ)豊 かな自然を生かした環境学習の仕組みづくりの進捗状況はどのようになっています か。(エ)環境に優しい暮らしの仕組みづくりの事業成果について、お聞かせくだ さい。この4項目が、この施策の大綱に大きく謳われています。

2項目目に空き家等対策特別措置法の対応についてということですが、平成27年5月26日に国がこの特別措置法を成立させて、実行に移した日です。これを受けて、この氷川町において、各自治体がその空き家についてどう対応していくか、そのことをこの法律の中で自治体に任せてある。自治体のやり方次第ではこれが空き家に対する方向性を決めていくという、そういう法律になっておりますので、そこで2項目、現在の空き家・空き地に対する対応について。特別措置法施行を受けて、今後の氷川町の対応と方針及びスケジュールについてお聞かせください。

前回の3月議会で、河口議員がこの空き家について聞いております。その回答については特に今回の答弁では必要ありませんので、そのほかの件について私は確認をしていきたいと思います。1項目目については各課長さんたちがそれぞれの課で今まで取り組んできたものをご説明されますので、今までの状況、結構長いので、よろしければ各課長さん1人30秒でお願いします。早めに終わりたいと思いますのでよろしくどうぞお願いします。

○議長(永田義昭君) 江嵜議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、小さな合併の成果について(第7弾)の(ア)から(エ)までの答 弁を求めます。総務振興課長。

○総務振興課長(木本栄一君) それでは、1項目目の環境の未来についての項目なんですが、総務振興課で関係あります(ア)と(イ)の部分についてお答えしたいと思います。

まず、(ア)のところですが、エコショップ事業の推進についてという部分についてお答えいたします。宮原まちづくり株式会社の事業の一環として、エコショップ清流によるEM製品の製造販売及び普及活動を行っております。氷川中学校、宮原小学校、常葉保育所にはEM発酵液を毎月納めており、また年2回でありますが、

プールに投入する目的で町内全校に納めております。また、八代、水俣、芦北郡の学校からも注文があり、徐々に口コミで普及しているところでございます。それとは別に、まちつくり酒屋でも店頭でEM製品を販売しております。また、EM製品に関する研修も実施しており、特に昨年は上村取締役の働き掛けでEMネット熊本クリーンというところから3名の講師をお招きして講習会を行ったところでございます。町のイベント等においても参加賞として配ったりしておりまして、関心も徐々に高まってきているのではないかと考えております。

もう1つ、(イ)のほうですが、まず、緑化花いっぱい運動推進事業の検討に関しましては、まちづくり補助金を活用しながら多くの地区において、地区公民館や 児童の通学路等への花植えなどの地区別計画に沿った活動が行われてきております。

国土利用計画の策定に関しましては、適正な土地利用の確保と氷川町全体の将来 ビジョンとなる総合振興計画に即した土地利用の基本構想となる計画を25から6 年度の2カ年間にわたり策定いたしました。25年度におきましては国土利用計画 (氷川町計画)を策定いたしました。これは、国土利用法に示される基本理念に基 づき、町土の有限性を勘案し、公共の福祉の優先、自然環境の保全、長期にわたっ て安定し、均衡ある土地利用の確保を目的とした土地利用の基本構想であります。 そして、2年目の26年度におきまして氷川町土地利用計画を策定いたしました。 これは、国土利用計画の実現化に向け、町内全39地区における地区ごとの土地利 用方針及び土地利用の計画を示したものであります。

まちづくり条例の見直しに関しましては、現状のまま宮原地区のみを対象としたほか、ゾーニング及び用途制限については、平成15年1月の条例制定以来宮原地区におきましてはそのままであったものを、昨年11月に実施しました土地利用計画地区別説明会において地区住民からの意見を聞き、修正の要望があった部分については一部修正・見直しということを行ったところであります。竜北地区におきましてはまちづくり条例の対象にはいたしておりませんが、土地利用計画において初めて土地のゾーニングを行い、町としての土地利用の方向性を示したところでございます。

〇議長(永田義昭君) 町民環境課長。

〇町民環境課長(中島 正君) 町民環境課から関係します(ア)と(エ)のそれぞれ の項目について答弁させていただきます。

まず、水の環境を守り、育むための下水道事業の推進についてという項目でございますけれども、公共下水道の事業計画区域外の布設されない家庭を対象として、合併浄化槽設置事業を国・県の支援を受けながら、生活雑排水の水質汚濁防止を目的に推進しているところでございます。

次に、⑤の氷川流域市町の官民両面での連携による森林保全・育成、河川・海岸環境整備やクリーンアップ活動の推進についてでございますが、官民共同での流域連携による河川環境改善の活動及び啓発活動を進めることを施策の方針としまして、年2回、6月と12月の第1日曜日に環境美化一斉行動の日として設定し、実施しております。合併以来、多くの方々の協力を得て毎年実施していますが、地域間での意識に対する温度差が出ているようで、現状の課題となっており、原点に立ち返り町民の多くの方々が参加されるような策を創意工夫しなければならないと痛感しているところでございます。

また、今年度、国からの財政支援を受け、海岸漂着物対策事業に取り組み、海岸環境のクリーンアップ活動を実施し、河川環境保全へも波及するような事業効果を目指しております。

続きまして、(エ)についてでございます。①で関係しますが、家庭や身近な地域から始まる循環型社会づくりを目指したリサイクルや、ごみ分別活動の推進についてでございます。ごみ収集及びリサイクルの仕組みづくりと運営体制の充実を図る循環型の地域社会形成のための啓発活動を進めることを施策の方針としまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にのっとり市町村の責務として、ごみを収集から焼却まで適正に処理しております。町内2業者に、231カ所のごみステーションから収集し、平成26年度のごみ搬入量2,394トンに対し、94.2%の2,255トンをクリーンセンターへ収集運搬していただいております。

また、リサイクル事業については、平成18年10月より、資源ごみとして20分別収集を各地区で毎月第3日曜日に実施し、家庭から排出される廃棄物を資源物として再利用しながら排出削減に取り組まれておりますが、住民間で意識に温度差があるようで、全町民の取り組みまでには至っておりません。

ごみ減量化推進の方策としての電気式生ごみ処理機の導入補助や段ボールコンポストの出前講座などによる堆肥化、生ごみの水切りの推進など実施してきておりますが、数値として成果が上がっていない状況であります。

エコ活動関連としての事業は実施しておりませんが、今後のごみ処理問題を考えますと、早急に1グラムでもごみの減量化を最優先課題と捉えた効果的なツールやアイデアなどを検討していかなければならないと考えております。

余剰電気の買取制度の動向もありますが、再生可能な自然クリーンエネルギーである太陽光を利用した発電や、熱変換温水器、深夜電力活用電気家電などに対する補助制度を平成24年度から実施しており、地球に優しい省エネ活動を微力ながら支援しております。

最後でございますが、不法投棄の防止、環境美化活動の推進についてでございま

すが、環境美化活動につきましては先ほど答弁いたしましたので省略しますが、不 法投棄防止施策及び体制の強化についてお答えします。町内を14分割して、それ ぞれの区域に監視員を配置し、野焼きや不法投棄などの早期発見、巡視及び町への 通報をお願いしており、その通報に対して職員が現地に赴き、確認後、指導を含め て処理していますが、なかなか減少の兆しがありません。町内だけの問題ではあり ませんので、看板設置など地道に啓発していかなければならないと考えております。 以上、町民環境課から回答しました。以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 建設下水道課長。
- **〇建設下水道課長(前崎 誠君)** (ア)の公共下水道事業についてお答えします。

氷川町の公共下水道事業は合併前の旧町単位を骨格として、特定環境公共下水道の宮原処理区、八代北部流域関連公共下水道の竜北処理区で構成されており、宮原処理区は昭和51年度に事業着手し、江嵜議員さんをはじめ諸先輩の皆様方が鋭意事業を進められ、昭和55年4月に供用を開始しており、ほぼ完成しております。宮原処理区の全体計画の面積は145ヘクタールで、平成27年3月末の整備状況は普及率97.8%、水洗化率97%に達しています。竜北処理区は平成7年度より事業着手し、平成14年1月より供用を開始しております。全体計画の面積は183ヘクタールで、平成27年3月末の整備状況は普及率73.6%、水洗化率59%であります。

今後の整備計画は、町の計画どおり事業進捗ができますと平成29年度に面整備が完了する予定であります。このように、整備については順調に推移し、竜北処理区の水洗化率が低いですが、徐々にではありますが向上しておりますので、公共水域の水質保全及び住環境の向上に成果は上がっているものと思います。

下水道の加入促進対策としましては、地元説明会を下水道計画の測量設計の着手前、下水道工事の着手前、供用開始時の3回開催しております。また、町の広報誌や町の建設業協力会、及び排水設備の指定工事店との連携を図りまして、チラシの配布、接続の勧誘により未加入家屋の接続を促進しております。水洗便所改造助成事業としまして、水洗便所への改造または排水設備の設置を行う者に対して水洗便所改造工事費等助成制度ということで補助をしております。

以上です。

- ○議長(永田義昭君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(森田寿也君)** 企画財政課に関わるものの(ア)、(ウ)、(エ)に つきまして答弁いたしたいと思います。

まず、(ア)についての施策の体系で、住民の憩いの場としての水路や池、海岸などの身近な水辺づくり推進では、水辺の環境の保全・改善活動を進める施策の方

針の中の新村中塘公園整備事業といたしまして十数年前に計画したものの、水路組合より同意が得られなかったため中止状態でございます。今回、本来の水辺の環境という施策方針とは異なった公園整備事業となりますが、今年度の予算で調査設計を計上いたしており、再度地元地区と協議し、実施設計計画を策定するとともに、翌年度以降に用地買収を終了いたしました後、公園整備を進めてまいりたいと思っております。

氷川流域市町の官民両面での連携による森林保全・育成、河川・海岸環境整備やクリーンアップ活動推進では、流域連携活動組織の活性化を施策の方針としました清流氷川流水対策協議会における活動の活性化事業としまして、八代市との協議会及び民間の機関の氷川せせらぎの会とタイアップいたしまして、泉町にあるコミュニティの森の下草刈り作業、氷川流域の公園等の清掃活動、氷川流域の住民を集めてのフォーラム開催、八代市の次世代のためにがんばろう会の後援といたしまして、氷川ダム湖の水質浄化のためにカキ殻を投入、八代地域の高校生を中心に500名以上の参加で3年間行っております。本年度は5月31日に、次世代のためにがんばろう会の後援事業といたしまして、ホタルの乱舞大作戦、氷川町の宮原小、竜北東小、竜北西部小の3小学校でカワニナを育ててもらいまして、泉町の白岩戸公園へ放流し、ダム湖周辺のホタルを乱舞させるという計画でございまして、小学生を対象に、ホタルの生態等及び外来魚について環境学習会を、熊本高専八代キャンパスの先生方によりまして出前授業をいたしたところでございます。

続きまして、(ウ)については、豊かな自然とそこで育まれた歴史・生活文化を活かした立神峡里地公園などを拠点とした環境学習の推進では、自然を未来に残すため、子どもたちを巻き込んだ環境学習の推進を施策の方針としまして、学校や地域での海に関わる学習機会や、一斉清掃の実施事業としましては、八代市が事務局の3市1町でつくってあります八代海北部沿岸都市地域連携創造会議におきまして、小中学生を対象とした海に関わる環境学習会や、各市町の海岸での関係団体と協力し、一斉清掃を実施、昨年は当町では雨天により小中学生の清掃を中止しております。

(エ)につきましては、公共施設、家庭でのクリーンエネルギーの活用促進では、クリーンエネルギー活用のPR・啓発活動を進める施策の方針の中のPR活動・啓発活動の推進事業につきまして、中大野地区に民間によりメガソーラーが整備され、発電力が1,965キロワット、用地面積が2万142平米、総事業費約6億円で、平成26年4月に着工されまして、10月竣工、11月より発電が開始されております。公共施設への導入につきましては、地域の災害時に防災拠点及び避難場所として、宮原振興局新館及び氷川町公民館・体育館へ、国の補助事業である再生可能

エネルギー等導入事業によりましてそれぞれ15キロワット相当の発電出力の太陽 光発電設備及び蓄電設備の整備を行いました。

また、東小学校、西部小学校、竜北中学校、氷川中学校へも20キロワット相当の発電出力の太陽光発電設備及びLED照明への切り替えを補助事業により整備いたしております。今後もクリーンエネルギーの活用を実施してまいりたいと思っております。

以上、報告を終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(西田美子君)** 商工観光課、(ア)、(イ)、(ウ)について回答ご ざいますのでご説明をさせていただきます。

まず、(ア)につきまして、氷川を楽しむための総合的な環境整備の推進といた しましては、立神峡周辺に整備されている遊歩道につきまして危険がないか、日常 の点検を実施し、関係機関と協力・分担をしながら必要な改修を行っております。

イベントといたしましては、毎年秋に里山フェスタを開催し、環境保全に対する 関心を高め、自然の大切さを再認識していただく機会としております。

続きまして、(イ)につきまして、竜北公園における里山活用の推進といたしましては、竜北公園周辺を中心として行っておりますツーリズム事業、体験型農業を含むツーリズムプログラムの実施や、担い手となる人材の発掘・育成などを目的として活動をしております。梨や柑橘類、米や野菜の収穫体験は、異業種交流、婚活事業としての意味もある交流事業として行っております。広報活動も活発なこともありまして、参加者も増え、交流促進・地域活性化につながっていると思います。

立神峡里地公園における環境学習プログラムによる里地環境の改善としましては、 里山暮らしの学校として自然観察会やシイタケ駒打ち、タケノコ掘りの体験、チェーンソー整備・講習会等を実施しております。また、学校からの受託として、田ん ぼの学校や宿泊通学、デイキャンプなども行っております。

続きまして、(ウ)につきましてですが、立神峡里地公園の拡充といたしましては、平成21年度にロッジ2棟の建築を行ったほか、環境学習拠点として公園内の点検、必要な改修を行っております。里山環境インストラクターの養成・発掘としては、職員やボランティアが各種研修に参加し、里山の楽しさや面白さ、自然環境の大切さを子どもたちに伝えるインストラクターの養成に心がけております。今後とも、地域の多様な人材発掘に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(沖村眞一君)** 生涯学習課より、(ウ)についてご説明申し上げます。

まず、古墳歴史学校につきましては、古墳等を利用した体験学習は学校教育、社会教育ともに小学校の総合学習や一般の方の古墳見学会などを実施しております。 体験学習の拠点施設は設けておりませんが、平成26年度より野津古墳群、大野窟 古墳史跡等保存管理計画の策定に入っており、保存管理、活用、整備の基本方針を 検討してまいっております。

この後、実際の整備を計画していくことになります。この過程の中で、体験学習やワークショップなどができる拠点施設の設置についても検討してまいりたいと思っております。

続きまして、古墳インストラクターの養成・発掘等につきましては、平成26年度公民館講座におきまして歴史学講座を実施いたしました。町内15名の方が、ご自分の知識の向上として受講されております。ボランティアガイド養成のための講座開催というところまでは至っておりません。

以上で、答弁を終わります。

〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。

○5番(江嵜 悟君) 町長、今日は職員の方は張りきっていますね、区長さんがおられるので。非常によくわかりました。いつもの答弁は結構要点を得ないようなところがあったんですけども、今日はよくよくわかりました。早めに終わりますけれども、4点だけ聞かせていただきます。

まず、新村中塘公園の整備工事においては地元区長さんと協議するということですが、新村の区長さんだけじゃなくて周辺区長さんたちにも、どのような中塘公園の整備がいいのか、そういうところも協議していただきたいなと。また子どもからお年寄りまでという項目がありますけれども、地域の人たちが何をそこの公園に望んでいるのか、そこのところをちゃんと把握されて、グランドゴルフができればいいなという話もあっておりますので、その協議は十分にお願いしたいと思いますが、担当課長の答弁をお願いします。

次に、まちづくり条例の見直しについてです。これについては、準都市計画区域の指定、これは人口が1万人以上になったので準都市計画でなくても都市計画でもいけるのかなと思いますが、少なくともこのまちづくり条例、竜北地区にもエリアとして広げてこのまちづくり条例をつくることによって何がよくなるのかというと、景観が非常によくなって、そして住民の皆さんの意識が変わってきます。これは確かに変わってきたなと私は思います。そういう意味で、準都計画か都計かを含めてやはりまちづくり条例の見直しは氷川町全体で考えていかなければならないのじゃないかなと思っていますので、これについてはよろしければ町長のご意見をお伺いしたい。

次に、環境基本計画なんですけども、環境基本条例及び環境基本計画、現在どのように進んでいるのか。そこのところについては、今お話がなかったので3点目はそれで。

最後に、ごみの広域処分については総合振興計画にありません。町長は既にごみ については広域処分のほうで考えておられるということで議会ごとに話が出てきま すが、このごみの広域処分について現在の状況、それから今後どのように氷川町と して進めていくのか、そこのところを、大勢の区長さんがおられますので方針を明 らかにしていただきたいと思います。

以上、4点お願いします。

- 〇議長(永田義昭君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(森田寿也君) それでは、お答えしたいと思います。

先ほど議員さんの申されましたとおりで、参考にさせていただきまして地域の人以外に入れて検討させていただきたいと思っております。子どもから高齢者までが憩いの場として利用できるような多目的な広場といたしまして、協議を重ねまして検討して整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(永田義昭君) 町長。
- **〇町長(藤本一臣君)** ありがとうございます。いつも合併の検証ということで、今回 は環境の未来ということでご質問をいただきました。それぞれ担当課長、あるいは 議員の皆様方、町民の皆さん方、情報を共有するという意味では、このご質問はい つも大変ありがたく思っておりまして、お礼を申し上げたいと思っています。その 上で、まずまちづくり条例の全町への普及はどうかということでございますが、確 かにまちづくり条例、その果たす目的というものがあるのかなと思っておりますし、 要は規制の条例でございまして、その当時は乱開発あるいは景観を守っていくとい う意味での大きな役割を果たしてきていると思っております。ただ、これを氷川町 全体に波及をさせるとなったときに、果たして本当に今の時点でこれが必要なのか というのも少しございまして。と言いますのは、旧竜北町につきましては、先ほど もお話がありましたとおり全体が農業振興地域という形で指定を受けております。 そこから用途を変えるときには、それなりの理由・目的があって少しずつ農振地域 から除外をし、農地転用を進めているわけでございまして、その点で大いにまち条 に匹敵するぐらいの制約がかかってまいります。そういったことを考えますと、そ ういった制約の上に、またまちづくり条例で制限をかけるということになりますと、 土地利用という部分では逆に利用がしにくい部分も出てくるのかなという思いもご ざいまして、そのあたりは少し慎重に今後進めさせていただきたいなと思っており

ます。

それから、4点目のごみの広域化につきましては、皆さん方も大変ご心配があるところだろうと思っておりますし、私どももごみの処理につきましては一日一刻たりとも欠かすことのできない大切な事業でございまして、これまでも旧6カ町村で広域的にクリーンセンターを利用して行ってまいりました。そういった中で、八代市さんのほうが新しく環境センターをつくる、できたあかつきには八代市は八代市だけで処理をしていくという方針が出され、とても戸惑ったところでございまして、それは困るという話でございます。

そういったことを、これまで3年4年検討を続けてまいりましたけれども、なかなか先が見いだせなかったということでございまして、また、八代市のほうも首長さんがお替わりになりまして、首長さんがお替わりになった時点でこういった経過、歴史があるんですと、もう一回しっかり向き合ってお話をいただけませんかというお願いをいたしまして、今新たな協議が始まっております。八代市、氷川町、生活環境、三者協議という形で、今2回実施をされまして、そこにはやはり具体的に八代の環境センターのオープンに向けて、その後どう氷川町のごみ、あるいは今のクリーンセンターを運営していくのか、そういった議論を今進めているところでございまして、その進捗につきましては今後折りに触れ、議会の皆さん方には報告をしてまいりたいと思っております。今の時点では、そういった方向性を見つけるための協議が今始まったと、再度始まったということでご認識をいただきたいと思っております。

〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。

○5番(江嵜 悟君) 環境基本条例についてと環境基本計画について聞きたかったんですが、12時半には終わりたいと思いますので、今の件でまちづくり条例について、町長は必要なのかなと、土地利用の観点から農地には網がかかっているからと言われました。土地利用計画で、先ほど土地のゾーニングをやったんだと言われましたが、まちづくり条例によって、このエリアはどのように町として使っていくんだ、それをつくるのがまちづくり条例なんですよ。網をかぶせるというよりも、氷川町としてここのエリアはどういうエリアにするんだということを、私は竜北エリアにおいても、ここの農地はしっかり守るぞ、役場の前、何もありませんよ。ここのところには、それこそセブンイレブンも何もない。ここのところに本当に網をかけたままでいいのか、私はまちづくり条例で、この役場の周辺のところにちょっとしたコンビニ、ちょっとした店舗、お店、そういうのができて、この役場の周りがある程度にぎやかになっていく、人口は増えませんよ、このままでは。そういう意味でこのまちづくり条例が必要ではないか、そういうつもりで、先ほど全町に広げ

るべきじゃないかということを言ったところです。 2番目に移ってください。

- ○議長(永田義昭君) 次に、質問事項2、空き家等特別措置法の対応についての (ア)から(イ)までの答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(陳野信次君) それでは、まず、(ア)についてお答えいたします。

本町における空き家・空き地対策につきましては、①住宅リフォーム等促進事業によります家屋の解体、撤去、処分費の助成事業、②空き家バンク事業による売買または賃貸の紹介事業、③倒壊のおそれのある家屋や、防犯上危険な空き家・空き地に対する所有者への適正管理の依頼文書送付を実施しております。

危険家屋への対応につきましては毎年苦情や要望があっておりましたので、平成25年7月、区長さんの協力を得て町内の空き家実態調査を実施いたしました。177の該当物件があり、その後、職員の調査やゼンリンの調査によりまして46の追加があって223の空き家を調査したところでございます。そのうち、職員やゼンリンの再調査によりまして、空き家ではないと判定されたものが49ありまして、現在町内における空き家数は174と確認をいたしております。空き地につきましては調査を行っておりませんでしたので、実数は把握をいたしておりません。

この174の家屋を空き家バンク事業を行う上で、現在のまま使用できるAランク31、一部修繕等により使用できますBランク95、使用が困難なCランク43、業者物件5と区分をいたしております。空き家バンク事業を進めるために、家屋所有者へのバンク登録の依頼文書送付やホームページでお知らせをしているところでございますが、残念ながら、今のところ登録申請は1件もあっておりません。また、住宅リフォーム等促進事業におきましては、平成26年度から対象としたところですが、平成26年度に3件、平成27年度は現在まで1件が、この制度を活用して解体をされております。

空き家・空き地の管理に対する苦情というものは、毎年数件あっております。その都度、現状写真を添付いたしまして、所有者の方へ解体や樹木の伐採・除草などをしていただくようお願いの文書を送付いたしているところでございます。

次に、(イ)についてお答えいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家等の適切な管理について所有者または管理者が第一義的な責任を有することを前提としつつ、個別の空き家等の状況を把握することが可能な立場にあります市町村が、地域の実情に応じた対策の実施主体となって必要な措置を講じることを努めとすることが規定されております。いずれも努力規定でございますけれども、第6条で空き家等対策計画の作成、第7条で計画の作成・変更・実施の協議をいたします協議会の設置、9条で立ち入

り調査等、10条で固定資産税情報を内部利用することができます所有者等に関する情報の利用等、11条でデータベースの整備、13条で跡地活用等の情報提供活用対策、14条で助言・指導・勧告・命令・行政代執行というのが規定をされております。また、第16条では法令違反または立ち入り調査の拒否・妨げ・忌避に対する過料も規定をされております。

国におきましては、この法律が強い公権力の行使を伴う行為が含まれるということから、それらの措置についての透明性及び適正性の確保が求められるといたしましてガイドラインが示されております。また、特に第14条の助言・指導及び勧告につきましては、行政手続条例において規定されるべきものでありまして、恣意的にならないよう注意する必要があります。危険な空き家等につきましては、そこに住む住民にとりましては不安な要素でありまして、一刻も早い適正な管理を望む声は日に日に強まるものと考えております。

固定資産税の住宅用地特例も撤廃される方向にあり、これら解体への足がかりになるかは疑問に感じるところでございますが、所有者あるいは管理者の責任のもとに適正な管理を促し、住民の不安解消と安全な生活環境の保全、空き家等の活用のための対策を、関係条例の整備も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。

〇5番(江嵜 悟君) 熊日の5月27日の新生面にこう書いてあります、「空き家が 増えるとイタチが増える」。有刺鉄線を張り巡らしたけれども、いたちごっこであ る。ちゃっかり家の中で暮らす、空き家で暮らす人もいる。あなたはどちらさんで すか、空き家の住民です。しゃれにもならない。こういう空き家がこれから増えて いくんじゃないか。そのためにもこういう特措法が出てきたんです。今、総務課長 のほうから空き家対策について、国がどういう施策をやったか、それに対して前回 の3月議会で、条例制定は考えていない、総務振興課長の答弁だったかと思います が、条例制定を考えていない理由、それから、この特別措置法に対して、先ほど指 導・勧告・命令まで話をされまして、その後代執行の措置というのがあります。全 然所有者がわからない場合には代執行措置をして、それに対する国及び地方公共団 体による費用の助成等、こういうものも補助や地方交付税で考えていますよという のが15条1項に書かれています。そういう意味で、例えば通学路、こういうとこ ろで非常に危険ですよと、瓦が落ちていますよ、それの解体をしようとしたときに、 そこの持ち主さんがわかっていれば、その持ち主さんに解体してください、そして 補助事業、今は補助というか助成金20%を26年度からやられた。じゃあ解体し ましょう、でも商工観光課に申請を出すと、そこは空き家になってまだ1年もたっ

ていないから、それは助成は出ませんよという返事が来ます。危険であるのに、商工観光課、町の助成は1年、区長さんたちが、「はい、そこは1年空き家です」、その証明を出してくれないとその助成がもらえない。危険住宅である、通学路である、区長さんはそれを解体してほしい、そこの家主さんは、じゃあ解体しましょう、じゃあ補助金をもらいましょう、でも補助は出しませんよというシステムに今氷川町はなっていますが、危険住宅担当の総務課長のほうで、そこの総合的な判断をされるかどうか、そこのところをちょっとお伺いしたい。

〇議長(永田義昭君) 総務課長。

○総務課長(陳野信次君) まず、解体の条例制定の方向性についてでございますけれども、先ほど答弁の中で、平成25年度に区長さんの協力を得まして空き家実態調査をしたということでお答えさせていただきましたけれども、そのときに町の方向性をおいた協議と言いますか、検討をいたしております。

その段階で、空き家管理条例を制定して管理していくか、また空き家の解体補助事業制度を設けていくかというのを検討いたしております。まず、条例制定のほうにつきましては、当時の段階におきましては、条例制定を行いますための法的な裏づけが不明確であるという部分と、不適格建物にかかわります勧告・是正命令等に関するガイドラインを新たに条例で制定しなければならないという困難性、また立ち入り検査と危険度の判定をどういう基準に基づいて行うか、また、4番目になりますけれども、行政命令とそれから行政命令に対します不利益処分、相手方にとっては不利益処分となるということで、それに対する救済をどう持っていくかと、そういう難しい課題もありまして、小規模の本町におきましては行政命令を出して対応するためには、建築士あるいは行政事件等に対応できます人材の確保が不可欠であろうと、またそのための組織体制の整備も不可欠であるということから、条例の制定については見送ったところでございます。

条例を見送ったところで、補助金制度の創設につきまして、国土交通省が当時から行っておりました空き家再生等推進事業における対象地域で、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として、地域住宅計画に定めた区域内につきましては社交金の補助事業を使って解体ができるという補助事業がございましたけれども、そちらのほうも検討いたしたところでございますけれども、本町では地域住宅計画そのもの自体がないということで事業対象から外れるということで、当時実施されておりました八代市さんがこの補助事業を行っていらっしゃいました。また、美里町さんは単独で解体事業を行っておられた。あわせて、上天草市がリフォーム事業と一体で解体補助金を行うという制度を持っておったということで、本町でも26年度からリフォーム事業の対象として事業化を考えたところでございます。

また、行政代執行の今後の考え方でございますけれども、ただいま述べました部分と若干重複してくることはあるかと思いますけれども、よろしいでしょうか。 以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) 今、八代市が出ましたよね。八代市の、うちの場合は単独で2割、20万円まで、限度額、八代市は国庫交付金を使ってやっているんですよ。うちが単独の費用を使わなくても交付金を使うやり方をなぜしないのか。そこのところを、総務課長がいいのかな、建設課長がいいか、そこを教えてください。
- 〇議長(永田義昭君) 総務課長。
- ○総務課長(陳野信次君) 先ほども若干触れたと思いますけれども、八代市が行いました社会資本整備総合交付金、24年度からだったですか八代市さんが取り組まれました。この社会資本整備総合交付金の事業を受けますために、先ほど言いました地域住宅計画、これで八代地域の住宅の整備あるいは建設から、危険建物の解体・除去、そういうものもメニューの中で取り組むということですので、地域住宅計画が必要だったと。25年度で計画いたしましたときに、本町のほうではその計画の策定も困難性があると、また仮にこの事業に取り組むといたしましたところで危険住宅の判定の方法につきまして専門的な知識を有する職員も確保が難しいというところで、この事業の取り組みは見送ったという経緯でございます。
- 〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) 結局、地域住宅計画に入れてなかったんでしょう、だから補助金がもらえないだけの話ですよね。入れておけばよかったですね。今、人材確保が難しい、どういうふうにして空き家を勧告する判断をするのか、そういうのが非常に難しいんだ、ここに「空き家対策条例の制定に係る行政法上の問題点」という、岡山大学の南川教授が書いているのがあるんです。ここに、そういうものはこういう対処すればいいんですよ、わざわざ人材確保をしなくても、こういうふうなやり方で条例をつくれば法的に問題はないですよと書いてありますので、ぜひ勉強をしてほしい。

最後に、町長にお伺いします。町長は、河口議員の答弁に、私どももいち早くこの空き家対策に対応していかなければならない、条例はつくりません、じゃあ今後対応していくのに、今担当課が、空き家バンクがあってみたり、危険住宅の総務があってみたり、補助金の商工観光課があってみたり、ばらばらでこの空き家対策をやっておられるんです。よろしければ、この特措法をきっかけとして1つの窓口ですべてのことをやれるような、そういう組織の改編できないかどうか、そこのところを一言、それで終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 町長。
- ○町長(藤本一臣君) 空き家対策につきましては重要な課題でございます。以前から、区長様方、区長会からも、もう数年前から、どうにかならんかということでご意見をいただいておりました。そういった中で、これまでできる限りの手を尽くしてきたということでございまして、そこに国のほうがやっと、この空き家のほうに目を向けてくれた。これまで町村会あるいは市町会からも、この空き家対策をどうにかしていかなならんということで国に再三再四要望し、やっと国がその法制化を進めたということでございまして、いよいよ対策が始まるということでございます。これからがスタートでございますので、やはりしっかりそのあたりは目を向けながら進めていかなければなりません。そういった中で、先ほど課長が申し上げましたとおり、人材の部分、いろんな課題がございますけれども、そのあたりは今ご教示いただきましたようないろんな形がありましたので、クリアできる部分があるかと思っております。それを、やっぱり一元的に処理していく担当課をということでございますが、今、町のほうで行政評価を昨年度から行っております。今年度まで行って、それぞれの部署、それぞれの係が、何をどこまでやっているのか、それに必要な人員はどのくらいなのか、そういったものを今、精査をいたしております。

そういった中で、今後はまた新たな機構の改革を進めていかなければならないということを、それは念頭において今調査を行っておりますので、評価を行っておりますので、ぜひそういった方向の中でしっかり対応するポジション、セクションをやはり一元的に処理できるような形で進めていきたいと思っておりますので、またいい知恵がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) 区長さんたちも、空き家に対したらここに行けばいい、そういう窓口、空き家に対する窓口が一本にしてもらいたい。商工観光課から、これに証明ください、空き家バンクは総務振興課から行く、そういうふうなのじゃなくて、空き家に関しては総務課長、総務課の担当課一本にしてもらえば、あそこの空き家はこういう状況だったぞという情報が一元化されるんです。そういう意味でも、ぜひ町長に組織の再編を、その空き家に関してはぜひやっていただきたい。

質問を終わります。

○議長(永田義昭君) 以上で、江嵜議員の一般質問を終わります。

○議長(永田義昭君) 本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これで散会します。どうもお疲れでした。
